

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年5月11日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600298号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700003号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年9月から同年10月までの標準報酬月額については、9万8,000円を20万円とする。

平成26年9月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年9月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年9月1日から同年11月1日まで

私のA社における請求期間の標準報酬月額について、国の記録では9万8,000円とされていたため、同社から当該期間の標準報酬月額等を訂正する旨の届出をB年金事務所に行い、当該期間の標準報酬月額は20万円に訂正されたが、当該訂正後の標準報酬月額は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は当初9万8,000円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年12月12日に、請求者に係るA社における平成26年健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の支払基礎日数及び報酬月額を訂正する旨の届(以下「平成26年算定基礎届報酬月額訂正届」と

いう。)が年金事務所において受理され、これに基づき、当該期間に係る標準報酬月額額は20万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額20万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額9万8,000円となっている。

また、A社から提出された請求者に係る同社の平成26年の賃金台帳により確認できる請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録で確認できる当初記録されていた標準報酬月額より高額であることが確認できる。

さらに、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる平成26年の定時決定の基礎となる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る平成26年算定基礎届報酬月額訂正届を年金事務所に対して厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600300号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700004号

第1 結論

請求者のA社における平成17年4月28日の標準賞与額を45万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年4月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年4月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年4月28日

私が保管する預金通帳には、平成17年4月28日にA社から賞与が振り込まれている記載が確認できるが、請求期間に係る国の記録が無いので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたB銀行の預金通帳で確認できる振込額及び複数の同僚から提出された給与支給明細書により、請求者は、請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳で確認でき

る振込額及び前述の同僚に係る給与支給明細書により算出した賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、45万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600303号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700005号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額を53万円に訂正することが必要である。

平成20年12月12日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

A社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、会社からの賞与支払届の提出が遅れたため、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「2008年12月度賞与明細」、「平成20年度下期B職賞与(通達)」及び日本年金機構C事務センターが保管する請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届並びにD健康保険組合の回答により、請求者は、平成20年12月12日に同社から53万200円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は請求者について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成20年10月4日から平成21年2月28日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る前述の賞与支払届は、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に前述の事務センターにおいて受理されたことにより、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間

中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等において確認できる賞与額から 53 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600301号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700004号

第1 結論

請求期間①及び②については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年8月から昭和49年9月まで

② 昭和50年4月から同年12月まで

私は、昭和48年7月に結婚のため会社を退職し、A県B市からC県D市に転居したが、昭和50年9月の出産前に再びB市へ転居し、母親と同居した。

国の記録では、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間とされているが、私は、母親が、国民年金の任意加入の勧誘をしていたことを覚えており、私が結婚退職した後の各請求期間の国民年金については、母親が任意加入の手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②当時、元夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の加入手続きを行った日が国民年金被保険者資格の取得年月日となること、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和51年2月27日にB市において払い出されていることが確認できる。

また、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求者は昭和51年1月20日にはじめて国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、保険料に関する記録の昭和50年12月の欄に「不用」の押印が確認できる上、請求者が所持する年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄は「昭和51年1月20日」、「被保険者の種別」欄に任意加入であることを示す記載が確認できる。

これらのことから、請求者は、昭和51年1月20日に国民年金の任意加入手続きを

行ったものと推認され、同日より前の期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の任意加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、当該期間に係る加入手続及び保険料の納付を行ったとする請求者の母親は既に死亡していることから、当該期間に係る加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、請求者に係る住民票によると、請求者は昭和 50 年 7 月 12 日に D 市から B 市に転入していることが確認できることから、請求者は、前述のとおり請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付は B 市に居住していた請求者の母親が行ったと述べていることから、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 48 年 8 月から昭和 50 年 8 月までの期間に D 市において払い出された国民年金手帳記号番号及び昭和 48 年 8 月から前述の請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 2 月 27 日より前までの期間に B 市において払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を確認しても、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。